

改修前



改修後



▲手づくりの木製テーブル

公明党

学校図書館づくりの充実

問 木工加工に優れた学校庁務員による学校図書館の改修が、市内14校で実施されているが、その他の学校図書館の改修はどのように進めていく考えか。

答 平成21年度から蔵書のデータベース化を行うとともに、木の香りのする親しみやすい図書館を目指して、木製の書架の配備を行った。

また、平成24年度からは専門講師による学校図書館手づくり改修法の研修会等を14校で実施し、木工技術を有する学校庁務員により木製の書架、カウンターなどを作製した。

平成27年度は、本市の市有林の間伐材を使ったすのこ式の掲示板、図書館入口の看板、本を紹介する卓上の展示用本立てを全ての学校に整備することを計画している。

生活保護費の不正受給に対する取り組み

問 不正受給の実態及び不正受給の発見や防止のための取り組みを伺いたい。

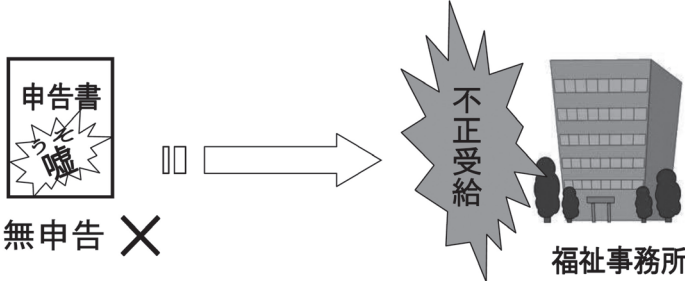
答 不正受給発見の端緒のほとんどは、収入申告額と課税資料との突合によるものである。不正受給が判明した場合には、生活保護法の改正に伴い、平成26年7月1日から本人の申し出により生活の維持に支障がない額を保護費から相殺できることとなったため、未納

の不正受給者の全員から相殺できるよう対応していきたい。

未然防止策としては、就労等による収入に係る申告義務を注意事項として記載した不正受給防止のしおりを作成し、保護開始時に説明するとともに毎年、全世帯に周知を行っている。今後とも、家庭訪問の充実や収入申告の徹底により、防止に努めていきたい。

また、不正受給の通報等に関しては、民生委員や関係各課から情報を収集することにより、実態把握に努めるなど、迅速な対応を図っていきたい。

虚偽の申告をしたり、収入等があるのに届け出ないと不正受給となります。



▲「不正受給防止のしおり」より

市公共施設における障害者の就労支援

問 川崎市では、障害者の就労支援事業として、公共施設の図書館業務を活用した就労体験ステップアップ事業を実施しており、一般就労に向けた意欲の向上に大きな効果を上げている。本市でも、公共施設において、同様の事業が実施できないのか見解を伺いたい。

答 現在、本市では、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、優先発注に取り組むとともに、授産製品販売促進事業「はあと屋」の運営を通じて、障害者の社会参加の促進と、授産工資アップに努め、就労系の事業所等との連携も図っている。公共施設で障害者の職場体験実習を行うという新たな取り組みについては、今後、市内の事業所等を通じてニーズを調査し、利用者の意向や支援体制などの課題を整理したうえで、対応を考えていきたい。



▲ベルナード観光通りにある「はあと屋」